

大阪広域環境施設組合規則第20号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成27年規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（条例第3条第3号及び第3条の2の組合規則で定める特別の事情）</u></p> <p><u>第4条 条例第3条第3号及び第3条の2の組合規則で定める特別の事情は、条例第5条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>（育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p><u>第5条 条例第3条第3号ウの組合規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>当該子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）について、条例第5条第5号に規定する保育所等における保育の利用を希望し、</u></p>	<p>[新設]</p> <p>（育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p><u>第4条 条例第3条第3号イの組合規則で定める場合は、当該子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）の1歳到達日（条例第2条第3号イに規定する1歳到達日をいう。以下同じ。）後の期間について次に掲げる場合に該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</u></p>

<p>申込みを行っているが、当該子の<u>1歳到達日</u>（<u>条例第2条第3号イ(7)</u>に規定する<u>1歳到達日</u>をいう。以下同じ。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>〔2〕 略</p> <p>〔3〕 <u>条例第5条第1号から第4号までに掲げる事情がある場合</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>条例第3条の2第3号</u>の組合規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「<u>1歳到達日</u>」とあるのは「<u>1歳6箇月到達日</u>」と、<u>同項第1号中「第2条第3号イ(7)」</u>とあるのは「<u>第2条第3号ア(7)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第6条～第8条</u> 〔略〕</p>	<p>〔2〕 同左</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項の規定は、<u>条例第3条の2第2号</u>の組合規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「<u>1歳到達日</u>」とあるのは「<u>1歳6箇月到達日</u>」と、「<u>第2条第3号イ</u>」とあるのは「<u>第2条第3号ア(7)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第5条～第7条</u> 〔同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布日に施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。